

厚生労働省
東京労働局発表
令和元年11月26日

東京労働局雇用環境・均等部
指導課長 戸谷 和彦
主任雇用環境改善・均等推進指導官 田名網洋子
電話 03-3512-1611
FAX 03-3512-1555

「職場のハラスメント撲滅月間」（12月）の実施について ～ハラスメントに関する総合的な相談窓口を開設します。～

東京労働局（局長 土田浩史）では、ハラスメントのない職場づくりを推進するため、来月、12月を「職場のハラスメント撲滅月間」とし、ハラスメント対策の周知・広報等を実施します。

1 月間の趣旨

- (1) 労働施策総合推進法の改正により、パワーハラスメント対策が義務化（中小企業は、当面は努力義務）されたこと、男女雇用機会均等法等の改正により、セクシュアルハラスメント防止対策等の義務が強化されたことを踏まえ、厚生労働省では、これら改正法の施行（来年6月を予定）に向け、今後、広く社会一般にハラスメント防止対策の周知を図ることとしています。
- (2) また、この改正法の周知と併せ、年末に向けて業務の繁忙、職場外での飲食の機会の増加等により、ハラスメントが発生しやすいと考えられる12月（1日～末日）を「職場のハラスメント撲滅月間」と定め、全国の労働局で集中的なハラスメント防止対策の周知を行います。

2 東京労働局の取組

ハラスメントに関する総合的な相談窓口の開設

東京労働局内（雇用環境・均等部内）に「ハラスメント対応特別相談窓口」を設置し、3つのハラスメント（①セクシュアルハラスメント、②妊娠・出産、育児・介護休業等に関するハラスメント、③パワーハラスメント）の対策等について、労使からの相談を受け付けます。（別紙1参照）

ア ①セクシュアルハラスメント、②妊娠・出産、育児・介護休業等に関するハラスメントに関する相談

東京労働局 雇用環境・均等部 指導課（電話 03-3512-1611）

イ ③パワーハラスメントに関する相談

東京労働局 雇用環境・均等部 指導課 総合労働相談コーナー（電話 03-3512-1608）

（※企業が取るべき対策についての相談は、上記アの電話番号へ。）

ウ 上記の他、「ハラスメント悩み相談室」（外部委託）でも、無料相談を受け付けます。（別紙2参照）

ナイヨ ハラス
電話 0120-714-864

※ 厚生労働省では、撲滅月間中、以下により「職場のハラスメント対策シンポジウム」を開催します。

（詳細は、ポータルサイト「あかるい職場応援団」をご覧ください。）

- 1 日時：令和元年12月10（火）13時30分～16時30分（開場12時45分）
- 2 場所：東京ビックサイト会議7棟 国際会議場（東京都江東区有明3-11-1）

NO あかるい職場応援団
ハラスメント <https://www.no-harassment.mhlw.go.jp/>

ハラスメントでお困りの方は、無料で相談できる全国の労働局・労働基準監督署にある総合労働相談コーナーをご利用ください。詳しくは、ポータルサイト「あかるい職場応援団」まで。



ハラスメント対策の総合情報サイト

あかるい職場応援団

検索

<https://www.no-harassment.mhlw.go.jp/>

3 その他の取組(今後の取組)

説明会の開催

改正労働施策総合推進法で新設された「パワーハラスメント対策」ですが、定義や事業主が講ずべき措置の具体的内容等については、今後、**指針**で示される予定です。

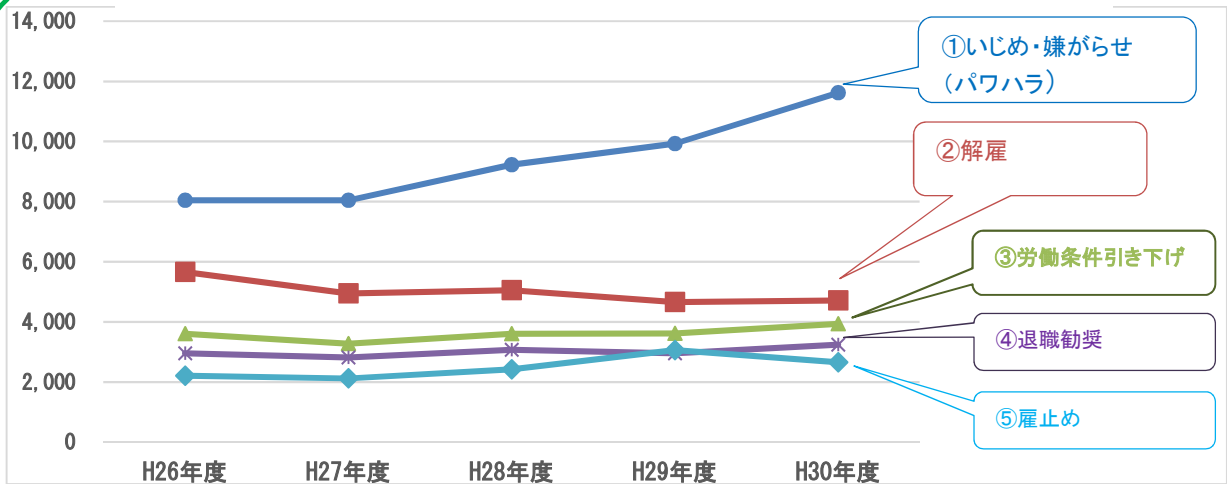
東京労働局では、この指針が示されたのち、本格的に説明会等で周知を図ります。当面の説明会予定は、次のとおりです。

- ・ 日 時 令和2年1月31日（金）
- ・ 場 所 日本教育会館一ツ橋ホール（東京都千代田区2-6-2）
- ・ 内容等 企業の労務担当者向けに、パワーハラスメント対策（法定事項）の概要を説明（※）
（※説明者は、法制定に携わった厚生労働省担当者を予定。）

※ パワーハラスメント（いじめ・嫌がらせ）の相談件数（東京労働局管内）は、年々増加傾向にあり、昨年度（平成30年度）は、1万件を超えました。（下図参照）

東京労働局では、パワーハラスメントの予防対策を義務付けた労働施策総合推進法の施行に併せ、増え続けるパワーハラスメント（いじめ・嫌がらせ）の防止するため、説明会の開催等を通じた周知啓発を推進します。（※指針が公表された以後、本格的に周知啓発を推進します。）

【東京労働局管内で受けた民事上の個別労働紛争に関する相談件数（単位：件）】



No.	項目（相談のうち、主な項目）	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
①	いじめ・嫌がらせ（パワーハラスメント）	8,046	8,042	9,296	9,935	11,620
②	解雇	5,659	4,943	5,054	4,660	4,715
③	労働条件の引き下げ	3,610	3,278	3,603	3,616	3,935
④	退職勧奨	2,961	2,819	3,071	2,951	3,243
⑤	雇止め	2,210	2,121	2,425	3,061	2,660
参考：相談件数（全数）（※）		118,356	121,601	179,819	154,712	149,811

（※）上記「参考」の件数は、東京労働局総合労働相談コーナーで受けた相談の全数です。

・企業担当者の皆さまへ

企業内で相談窓口を設けましょう！それがハラスメント対策のはじめの一歩です。

・働く皆さまへ

職場でのハラスメントに悩んでいませんか？

12月は、「職場のハラスメント撲滅月間」です！

月間中、東京労働局内に「ハラスメント対応特別相談窓口」を開設し、ハラスメント全般の相談を受け付けます！



セクシュアルハラスメント



妊娠・出産・育児・介護休業等に関するハラスメント（マタハラ）



パワーハラスメント

・セクハラ、マタハラ、パワハラ相談を受け付けます！

・なお、ハラスメント防止対策の導入(就業規則の記載方法)等、企業側からの相談も受け付けます。



1 「セクシュアルハラスメント」、「妊娠、出産、育児・介護休業等に関するハラスメント」に関する相談

・雇用環境・均等部 指導課（電話 03-3512-1611）
（※東京都千代田区九段南 1-2-1 九段第3合同庁舎 14 階）

2 パワーハラスメント(いじめ・嫌がらせ)に関する相談

・雇用環境・均等部 指導課内・総合労働相談コーナー（電話 03-3512-1608）
（※防止対策(企業が取るべき対策)についての相談は、上記1までお願いします。）

3 上記の他、外部の相談窓口(厚生労働省委託事業)も、併せて利用できます。

・ハラスメント悩み相談室（電話 0120-^{ナイヨ}714-^{ハラス}864）

ハラスメント悩み相談室専用 Web サイト

ハラスメント悩み相談室

検索

職場におけるハラスメントのことでお悩みの方、お困りの方、

「ハラスメント撲滅月間」(12月)を機会にお気軽にご相談ください!

(※) 撲滅月間の趣旨

- 1 労働施策総合推進法の改正により、パワーハラスメント防止対策が義務化(中小企業は、当面は努力義務)されたこと、男女雇用機会均等法等の改正により、セクシュアルハラスメント防止対策等の義務が強化されたことを踏まえ、厚生労働省では、これら改正法の施行(来年6月を予定)に向け、今後、広く社会一般にハラスメント防止対策の周知を図ることとしています。
- 2 この改正法の周知と併せ、年末に向けて業務の繁忙、職場外での飲食の機会の増加等により、ハラスメントが発生しやすいと考えられる12月を「職場のハラスメント撲滅月間」と定め、全国の労働局で、ハラスメント防止対策等の周知を行います。

例えば、以下のようなことでお困りではありませんか?

- ・ 仕事中に性的発言を度々する上司に困っている。 セクハラ(環境型) セクハラ(対価型)
- ・ 上司から、食事やデートの執拗な誘いがあり、断ったら雇止めになった。
- ・ 上司に妊娠を報告したところ「他の人を雇うので早めに辞めてもらうしかない。」と言われた。 マタハラ(状態への嫌がらせ型)
- ・ 育児休業の取得を上司に相談したところ、「休むなら辞めてもらう。」と言われた。 マタハラ(制度等の利用への嫌がらせ型)
- ・ 同僚の前で上司から無能扱いする言葉を受けた。 パワハラ
- ・ ハラスメント防止規定を作成・周知しようと思うが、何を決めればよいのか?

企業担当者からの問い合わせ

【ハラスメント対策の社内体制整備を進めるにあたり、ポータルサイト等を活用してください。】

ポータルサイト「あかるい職場応援団」(※)でパワーハラスメントに関する情報を発信しています。また、厚生労働省 HP からハラスメントに関する事業主・労働者向けパンフレット等がダウンロードできます。

あかるい職場応援団

検索

職場でのハラスメントでお悩みの方へ

検索

(※) ポータルサイト「あかるい職場応援団」では、「NO ハラスメント」キーワードに、職場のハラスメント防止のためのポスター(右図参照)を希望者に配布(郵送で無料配布)しています。(申込の詳細は、サイトを参照してください。)



あかるい職場応援団
ハラスメント
https://www.no-harassment.mhlw.go.jp/
ハラスメントでお困りの方は、無料で相談できる全国の労働局・労働基準監督署にある総合労働相談コーナーをご利用ください。詳しくは、ポータルサイト「あかるい職場応援団」まで。

ポスターには会社のハラスメント相談窓口の案内を記載するスペースを設けています!



【本リーフレットの問い合わせ先：東京労働局雇用環境・均等部指導課 ハラスメント担当(電話 03-3512-1611)】

職場でのハラスメントに悩んでいませんか？

ハラスメント 悩み相談室

6/17^月
受付開始

相談
無料

マタハラ等

妊娠・出産・
育児休業・
介護休業等に関する
ハラスメント

セクハラ

セクシュアル
ハラスメント

パワハラ

パワー
ハラスメント



電話相談



ナイヨハラス
0120-714-864

●受付時間：月曜～金曜 12:00～21:00 / 土曜・日曜 10:00～17:00
祝日及び年末年始(12月29日～1月3日)を除く。携帯電話・スマートフォンからも通話できます。



メール相談

- 受付フォーム <https://harasu-soudan.mhlw.go.jp/mail-soudan>
- メールアドレス mail@harasu-soudan.mhlw.go.jp



24時間受付・5営業日以内に返信予定。パソコン・携帯電話・スマートフォンからも受け付けます。

(委託運営)

専用Webサイト

ハラスメント悩み相談室

検索

LEC 東京リーガルマインド

職場におけるハラスメントのことで
お悩みの方、お困りの方、
ハラスメント悩み相談室へご相談ください！

例えば、このようなことで
お困りではありませんか？



- 仕事中に性的発言を度々する上司に困っている
- 先輩が食事やデートの執拗な誘いをやめてくれない
- 上司に妊娠を報告したら、代わりの人を雇うので辞めてもらうしかないと言われた
- 育児休業について上司に相談したら昇給はないと思えと言われた
- 同僚の前で上司から無能扱いする言葉を受けた
- 自分ひとりだけ部署の食事会に誘われない



相談無料

匿名可

プライバシー
厳守

専門家が電話・メールから相談を受け付けます

ハラスメント悩み相談室

こんな情報も提供しています

- 職場におけるセクシュアルハラスメント、妊娠・出産・育児休業・介護休業等に関するハラスメント、パワーハラスメントとは？
- 必要があれば関係機関をご案内 など

